

X II 職業家庭両立推進者の選任

(第29条)

○ 事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければなりません。

(1) 事業主が法の規定に基づき講ずべき措置等を円滑に実施するとともに、職場における固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の企業風土の是正を図るためには、各企業において仕事と家庭の両立のための取組に係る実施体制を明確化することが必要です。

このため、事業主に、「職業家庭両立推進者」を選任する努力義務が課されています。

(2) 職業家庭両立推進者は次のような業務を行います。

① 法第21条から第24条、第26条及び第27条に定める措置の適切かつ有効な実施を図るための業務

具体的には、

a 育児休業等に関する就業規則等の作成、周知等（法第21条）

b 配置その他の雇用管理、育児休業等をしている労働者の職業能力の開発等に関する措置の企画立案、周知等の運用（法第22条）

c 所定労働時間の短縮措置等の企画立案、周知等の運用（法第23条及び第24条）

d 就業の場所の変更を伴う配置の変更をしようとする際の労働者に対する各種配慮の実施（法第26条）

e 再雇用特別措置の企画立案、周知等の運用（法第27条）に係る業務をいいます。

② 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務

具体的には、①の業務以外の職場において職業生活と家庭生活との両立や男性の育児等への参画が重要であることについて広報活動などの職場の雰囲気作りを行うことを始めとする労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な一切の業務をいいます。

(3) 職業家庭両立推進者の選任基準

職業家庭両立推進者は上記の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者の中から選任してください（則第77条）。

具体的には、本社人事労務担当部課長以上の者等、上記の業務を自己の判断に基づき責任をもって行える地位にある者を、1企業につき1人選任してください。

ポイント解説

★ 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、職業家庭両立推進者に対し各種セミナーの開催案内を始め、情報や資料の提供を行っています。

★ まだ選任されていない企業におかれては、速やかに選任の上、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に届け出くださるようお願いいたします。

選任は、次ページの「選任・変更届」に必要事項を記載の上、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）あて郵送又はFAXでお送りください。「選任・変更届」は厚労省HPからダウンロードもできます（厚生労働省ホームページ、右上検索窓で「職業家庭両立推進者」と検索）。

**機会均等推進責任者・職業家庭両立推進者・短時間雇用管理者
選任・変更届**

平成 年 月 日

【 】労働局長 殿
(※都道府県)

事業所名
所在地
代表者職氏名
主な事業内容 _____

総労働者数	女	人	男	人
うち正社員数	女	人	男	人
うち短時間労働者数	女	人	男	人

この度、当社（事業所）では下記のとおり機会均等推進責任者・職業家庭両立推進者・短時間雇用管理者として（ 選任・変更 ）いたしますので、報告します。

記

●機会均等推進責任者 選任 変更

所 属 部 課		氏 名	
役 職 名	(TEL)		

●職業家庭両立推進者 選任 変更

企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所 属 部 課		氏 名	
役 職 名	(TEL)		

●短時間雇用管理者 選任 変更

所 属 部 課		氏 名	
役 職 名	(TEL)		